

# 施設におけるイベント等の開催の目安

令和3年2月12日

## 1 イベント等の開催の目安について

- (1) 収容定員が設定されているイベント等の人数については、必要な感染防止対策が担保される場合（下記2（1））には、次に掲げる人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とし、それ以外の場合には、人数上限5,000人以下かつ収容定員の半分程度を限度とする。

また、参加者が1,000人を超えるものについては、施設管理者又はイベント等の主催者は、あらかじめ山梨県の確認を受けること。

### ア 人数上限の目安

人数の上限は、5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方とする。

### イ 収容率の目安

収容率の上限は、大声での歓声等がないことを前提としうる場合（下記2（2））については100%とし、大声での声援等が想定される場合等については、参加者の位置が固定され入退場時や区域内の適切な行動確保ができるものは、異なるグループ又は個人間では1席空けること（このため、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、結果として、参加人員は収容定員の50%を超えることもありうる。）。

- (2) 収容定員が設定されていないイベント等については、人と人との適切な距離を確保することとし、大声での歓声等がないことを前提としうるものにあっては密が発生しない程度の間隔、それ以外のものにあっては十分な人と人との間隔（1m）を確保すること。

- (3) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるイベント等や参加者の把握が困難なイベント等については、中止を含めて慎重に検討することとし、開催する場合には十分な人と人との間隔（1m）を設けること。

地域で行われる盆踊り等、全国的又は人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策を講ずるとともに、接触確認アプリ（COCOA）の活用や参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

## 2 必要な感染防止対策が担保される場合等の要件について

### (1) 必要な感染防止対策が担保される場合について

上記1 (1) の必要な感染防止対策が担保される場合とは、次に掲げる要件を満たすものとして、施設管理者及びイベント等の主催者の双方において確認された場合とする。

#### ア 徹底した感染防止等

##### ①マスク常時着用の担保

- ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求めることができる体制整備
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク 100%を担保

##### ②大声抑止の担保

- ・大声を出す者がいた場合に、個別に注意等ができる体制整備
- ・演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2 m）
- ・スポーツイベント等でラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意等ができる体制整備

#### イ 基本的な感染防止等

##### ①手洗奨励

- ・こまめな手洗いの奨励

##### ②消毒徹底

- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

##### ③換気

- ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

##### ④密集の回避

- ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避

##### ⑤身体的距離の確保

- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2 m確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とは触れ合わない程度の間隔）

##### ⑥食事の制限

- ・食事に感染防止策を行ったエリア以外での食事の制限
- ・休憩時間中及びイベント等の前後の食事による感染防止の徹底
- ・過度な飲酒の自粛
- ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気、連絡先の把握、食事時間の短縮を行う場合に限り、食事可）

- ⑦参加者の制限
  - ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置等（ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要）
- ⑧参加者の把握
  - ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
  - ・接触確認アプリ（COCOA）の奨励
- ⑨演者の行動管理
  - ・有症状者は出演・練習を控える
  - ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
  - ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
- ⑩催物前後の行動管理
  - ・イベント等の前後の感染防止（交通機関・飲食店等の分散利用）の注意喚起
- ⑪ガイドライン遵守の旨の公表
  - ・主催者及び施設管理者が、各業界団体等が作成する感染拡大予防ガイドライン又は国において示された業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

#### ウ イベント等の開催の共通の前提

##### ○入退場やエリア内の行動管理

- ・広域的なこと等により入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討

#### (2) 大声での歓声等がないことを前提としうる場合の要件について

上記1（1）イの大声での歓声等がないことを前提としうるイベント等とは、施設管理者において次の全てを満たすことが確認された場合とする。

ア これまでの当該イベント等の出演者等による類似のイベント等の開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し又は歌唱する等の実態がみられていないこと。開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベント等に照らし、観客が歓声、声援等を発し又は歌唱することが見込まれないこと。

イ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用も含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底（上記2（1））が行われること。

ウ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドライン（国において示された業種別のガイドライン）に盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

(参考1)

# イベント等の開催の目安

※全てのイベント等において感染防止対策を実施していただくことが前提となります

## 1. 収容定員が設定されている場合

### ①人数上限と②収容率上限のいずれか小さい方

区分 (収容人員)	感染防止対策の徹底が担保 ※施設管理者・イベント主催者の双方で確認				感染防止対策の徹底が担保 されない ※施設管理者・イベント主催者の双方で確認	
	大声での声援等なし ※施設管理者が確認		大声での声援等あり ※施設管理者が確認		①人数上限	②収容率上限
	①人数上限	②収容率上限	①人数上限	②収容率上限		
10,000人超	収容人数の 50%	5,000人	100%	収容人数の 50%	50% ※席がある場合:異なるグループ等 の間で1席空けることとし、この 場合は収容定員の50%を超える こともありうる。	5,000人
5,000超~10,000以下				5,000人		
1,000超~5,000以下				5,000人		
1,000人以下						

※1,000人超のイベント等は、県が感染防止対策徹底の担保状況を確認

## 2. 収容定員が設定されていない場合

区分 (収容人員)	開催の目安	
	大声での声援等なし	大声での声援等あり
設定なし	密が発生しない程度の間隔	十分な間隔(1m)

## 3. 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

(参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベント)

区分	開催の目安
① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの／参加者の把握が困難なもの	中止を含めて慎重な検討を促す 十分な間隔(1m)の維持が困難な場合は開催について慎重に判断
② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの	適切な感染防止策の徹底、COCOA活用や参加者の連絡先等の把握

(参考2) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(想定されるものの例)

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
<b>音楽</b>	<b>音楽</b>
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
<b>演劇等</b>	<b>スポーツイベント</b>
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
<b>舞踊</b>	<b>公営競技</b>
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
<b>伝統芸能</b>	<b>公演</b>
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
<b>芸能・演芸</b>	<b>ライブハウス・ナイトクラブ</b>
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
<b>公演・式典</b>	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
<b>展示会</b>	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。  
 ・イベント中(休憩時間やイベント前後を含む。)の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。